

〈訪問介護〉

【令和7年4月1日現在】

事業所名	眉丈園ホームヘルプサービスセンター																																																										
事業の種類	指定訪問介護 指定介護予防総合事業(訪問型)	介護保険事業所番号	第1770700233号																																																								
事業所の所在地	石川県羽咋市南中央町キ154番地13 地域ケアセンター唐戸山																																																										
事業所連絡先	0767-22-2550	管理者	中林 ひとみ																																																								
運営方針	訪問介護計画に基づき、可能な限り自宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、調理等の家事など生活全般にわたり懇切丁寧に訪問介護サービスを提供します。具体的には、自立支援を基本に利用者が社会との接触を保ちながら生きることの喜びと意味を見だし生活を続けることができるように援助します。また、サービスの提供方法についても理解しやすいような説明を行います。																																																										
サービス内容	① 身体介護（体位変換、排泄介助、入浴介助等） ② 生活援助（掃除、洗濯、調理等）																																																										
通常の事業の実施地域	羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町																																																										
従業者の職種、員数	管理者1名（兼務）、サービス提供責任者1名、訪問介護員6名																																																										
事故発生時及び緊急時の対応について	① 訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、別に定める事故対策規程に基づき適切に対応します。また、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ② 訪問介護サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに当該利用者の家族及び主治医又は協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。 ③ 当事業所において、事業者の責任により、ご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。																																																										
苦情相談窓口	窓 口：眉丈園ホームヘルプサービスセンター 担当者：サービス提供責任者 中林 ひとみ 連絡先：0767-22-2550																																																										
第三者評価の実施状況	当事業所では、石川県福祉サービス第三者評価を受審していません。																																																										
サービス提供時間及び利用料金	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">介護サービス</th> <th colspan="2">介護予防サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 身体介護</td> <td></td> <td>①身体介護・生活援助共通（1ヶ月定額）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20分以上30分未満</td> <td>244円</td> <td>訪問介護Ⅰ</td> <td>1,176円（週1回程）</td> </tr> <tr> <td>30分以上60分未満</td> <td>387円</td> <td>訪問介護Ⅱ</td> <td>2,349円（週2回程）</td> </tr> <tr> <td>60分以上</td> <td>567円</td> <td>訪問介護Ⅲ</td> <td>3,727円（週3回程）</td> </tr> <tr> <td>30分を増すごと</td> <td>82円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 生活援助</td> <td></td> <td>②加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20分以上45分未満</td> <td>179円</td> <td>介護職員処遇改善加算Ⅰ：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45分以上</td> <td>220円</td> <td>所定単位の24.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 加算</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事業所加算Ⅰ：所定単位の20%</td> <td></td> <td>※利用料金の負担割合については、介護保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事業所加算Ⅴ：所定単位数の3%</td> <td></td> <td>険負担割合証の通りとなります。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算Ⅰ：所定単位の24.5%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※利用料金の負担割合については、介護保険負担割合証の通りとなります。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			介護サービス		介護予防サービス		① 身体介護		①身体介護・生活援助共通（1ヶ月定額）		20分以上30分未満	244円	訪問介護Ⅰ	1,176円（週1回程）	30分以上60分未満	387円	訪問介護Ⅱ	2,349円（週2回程）	60分以上	567円	訪問介護Ⅲ	3,727円（週3回程）	30分を増すごと	82円			② 生活援助		②加算		20分以上45分未満	179円	介護職員処遇改善加算Ⅰ：		45分以上	220円	所定単位の24.5%		③ 加算				特定事業所加算Ⅰ：所定単位の20%		※利用料金の負担割合については、介護保		特定事業所加算Ⅴ：所定単位数の3%		険負担割合証の通りとなります。		介護職員処遇改善加算Ⅰ：所定単位の24.5%				※利用料金の負担割合については、介護保険負担割合証の通りとなります。			
介護サービス		介護予防サービス																																																									
① 身体介護		①身体介護・生活援助共通（1ヶ月定額）																																																									
20分以上30分未満	244円	訪問介護Ⅰ	1,176円（週1回程）																																																								
30分以上60分未満	387円	訪問介護Ⅱ	2,349円（週2回程）																																																								
60分以上	567円	訪問介護Ⅲ	3,727円（週3回程）																																																								
30分を増すごと	82円																																																										
② 生活援助		②加算																																																									
20分以上45分未満	179円	介護職員処遇改善加算Ⅰ：																																																									
45分以上	220円	所定単位の24.5%																																																									
③ 加算																																																											
特定事業所加算Ⅰ：所定単位の20%		※利用料金の負担割合については、介護保																																																									
特定事業所加算Ⅴ：所定単位数の3%		険負担割合証の通りとなります。																																																									
介護職員処遇改善加算Ⅰ：所定単位の24.5%																																																											
※利用料金の負担割合については、介護保険負担割合証の通りとなります。																																																											
その他の費用	通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は実施地域を越えた地点から6Kmまでは 2,000 円、6Kmを越えて12Kmまでは 3,000 円、その後は 6Km毎に 2,000 円 加算します。																																																										
サービス利用に関する留意事項	① サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。 但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。 ② 訪問介護員の交替や希望は理由を明らかにして申し出下さい。但し、特定の訪問介護員の指名はできません。 ③ 事業所の都合により訪問介護員の交替をすることがありますが、ご利用者等に不利益が生じないよう配慮いたします。 ④ 訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。																																																										